

## トラベックスマネーカードお取引条件一部変更のお知らせ

この度、受取証書に記載すべき事項の電磁的方法による提供に係る定めの新設及び関係法令の改正等に伴い、トラベックスマネーカードの「お取引条件」の一部を変更いたしますので、お知らせ申し上げます。

### 変更日

2024年11月1日

### 変更内容（変更は下線部）

#### お取引条件

変更前	変更後
7. カード資金 7.1～7.7 (略) (新設)	7. カード資金 7.1～7.7 (略) <u>7.8 当社は、資金移動業者に関する内閣府令第 30 条第 1 項の受取証書に記載すべき事項を、マイアカウント内において電磁的方法により提供します。なお、マイアカウントにおいては、資金の受領年月日はアメリカ中部標準時で表示します。ただし、お客様から、受取証書に記載すべき事項の電磁的方法による提供を受けない旨の申し出が書面又は電磁的方法によりなされた場合には、当社は、それ以降、お客様に受取証書を書面で交付します。</u>
23. お客様による確認 23.1 (c) (a)(b) (略) (c) <u>(i)その時々において関連する法律に基づく制裁の対象となっている国（外国為替及び外国貿易法に定める朝鮮民主主義人民共和国（「北朝鮮」）及びイラン・イスラム共和国（「イラン」）を含みますが、これらに限られません。）に対する制限に関連してカードを使用しないこと（かかる制限には、(i)北朝鮮及び／若しくはイランからの役務若しくは商品の輸入（貿易取引を含みます。）又はかかる取引のための送金、(ii)北朝鮮及び／若しくはイランからの核及び／若しくは弾道ミサイルその他の大量破壊兵器の取得若しくはこれらへの出資又はかかる取得若しくは出資のための送金、又は(iii)北朝鮮及び／若しくはイランにおける核活動若しくは核計画への出資（核活動若しくは核計画及び核兵器運搬手段の開発を含みます。）に対する制限を含みますが、これらに限られません。）。</u>	23. お客様による確認 23.1 (c) (a)(b) (略) (c) <u>その時々において関連する法律に基づく制裁の対象となる取引（外国為替及び外国貿易法に定める朝鮮民主主義人民共和国、イラン・イスラム共和国、ロシア連邦及びベラルーシ共和国に関する一定の取引並びに資産凍結対象者に関する一定の取引）を含みますが、これらに限られません。）</u> に関連してカードを使用しないこと。